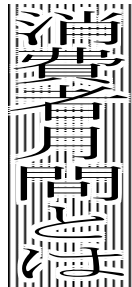


# 消費生活相談窓口から お知らせします。

# 多賀城市消費生活 かわらわら 版第2号

多賀城市消費生活かわらわらは、多賀城市市民相談室内にある消費生活相談窓口から、消費生活に関する情報を発信しています。



昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行っています。

消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化し、地域・家庭のつながりが弱まるなか、消費者トラブルも多様化・深刻化しています。このような状況に対して、国の機関である消費者庁は、消費者が消費者被害・事故に遭わないよう、自ら進んで知識を修得し、情報

## 5月は消費者月間です



を収集することが不可欠であると考えています。

市民の皆さんも、この機会に消費生活について考えてみませんか。

### 消費生活相談を受け付けています

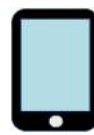
消費生活相談窓口では、専門の相談員が、消費者と事業者（販売者）の間でトラブルが発生した際、専門的知識やノウハウを持つ事業者（販売者）と、消費者が対等にやり取りするためのお手伝いをします。相談は無料で、予約は不要です。来室と電話で対応しています。

## こどもの携帯電話 使用前にルールを

携帯電話をこどもが利用して、高額な請求を受けたという相談が寄せられています。

こどもに携帯電話を渡す場合、使用方法についてルールを決めることがとても大切です。

使用できる時間帯や機能、状況、場所など、こ



どもと話し合いルールを決めましょう。出会い系サイトで事件に巻き込まれたり、歩きながら使用して事故に遭うなどを防ぐためにも、十分にご注意ください。

相談内容によっては、より専門的な機関等を案内する場合があります。問合せ先は下記をご確認ください。

### 自転車の購入時 ご注意ください。

暖かくなってきて、自転車に乗る機会が増えてきました。

多賀城市は坂が多いので、坂を上ったり下ったりなかなか大変ですが、「電動アシスト付自転車」は、電気力を使うことで軽い力で坂道を登ることができるので、購入を検討する場面もあると思います。

先般、ニュースでも報じられていましたが、この「電動アシスト付自転車」をインターネットで購入したと

ころ、実は公道を走ることができない商品が届くということが発生しています。ホームページ上の表記が「電動アシスト付自転車」のようになっており、モーターのみで走行できる機能を持っていたため、自転車ではなく「原動機付自転車」とみなされました。しかも、「原動機付自転車」としても保安部品が不足しているため、公道走行させてはいけないことになっているのです。

## 新社会人の方々へ

新社会人の皆さんは、初めてのお給料をどのように

使いましたか。

これから自ら収入を得て、いろいろなことに使っていくこととなります。お金があれば商品を買ったり、サービスを受けたりできますが、使い方を間違えると自らを苦しめてしまいます。

例えば、収入を超えるような支出やクレジットカードの濫用、よく考えずにした契約が後で返済に困り、多重債務になる場合もあります。

テレビやラジオ、インターネットなど、さまざまな媒体や広告から勧誘がありますが、本当に必要なものなのかよく考えて、いろいろなものはいらないと断ることが自分の身を守ることに繋がります。

自分では判断が難しいときは家族に相談しましょう。もちろん消費生活相談窓口でもお受けします。

## 消費生活の出前講座を受付中です

多賀城市では、消費生活に関する出前講座を実施しています。興味のある方は、下記の問合せ先までご連絡ください。

(注1：独立行政法人国民生活センターホームページ：<http://www.kokusen.go.jp/>)

多賀城市消費生活相談窓口 (市役所2階市民相談室内)  
受付時間：月曜日～金曜日 (年末年始・祝日除く) 午前8時30分～午後5時  
電話番号：022-368-1141 内線237～238